

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第13号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年9月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用の種類	単位	占用料(円)	摘要
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	570	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		870	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,200	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		510	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		810	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,100	
その他の柱類		51	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	
地下電線その他地下に設ける線類		3	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	

地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	300	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	
郵便差出箱		420	
地下埋設物類	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	21
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	30
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	45
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	61
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	91
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	120
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	210
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	300
		外径が1メートル以上のもの	610
アーケード	占有面積1平方メートルにつき	1,000	日覆を含む。
地下街及び地下室		近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	階数が1のもの

通路	上空に設けるもの		1年	900	こ道橋を含む。
	地下に設けるもの			540	
	その他のもの			1,000	橋その他これに類する施設を含む。
板囲、足場、柵等の工事用施設類			占有面積1平方メートルにつき1月	180	
仮設建築物				180	工事用資材置場、盤台、露店その他これらに類するもの
広告物類	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	添加広告物を含む。
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	18	
		その他のもの	1本につき1月	180	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	
		その他のもの		900	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	標識			1本につき1年	810
トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.015を乗じて得た額	倉庫、店舗その他これらに類するもの
その他前各項により難			—	前各項に準	

い占用		じて市長が定める額	
-----	--	-----------	--

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 天理市法定外公共物管理条例（平成16年9月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		単位	占用料（円）
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、郵便 差出箱その他 これらに類す る工作物	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	570
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		870
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,200
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		510
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		810
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,100
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1,000
	郵便差出箱		420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	21
外径が0.07メートル以上	30		

水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する物件	0.1メートル未満のもの	つき1年	
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		300
	外径が1メートル以上の もの		610
	通路		上空に設けるもの
地下に設けるもの		540	
通路橋及び進入路		230	
広告物類	看板（一時的に設けるもの）	表示面積1平方メ ートルにつき1月	180
	看板（その他のもの）	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,800
	旗ざお（一時的に設ける もの）	1本につき1日	18
	旗ざお（その他のもの）	1本につき1月	180
板囲、足場、柵等の工事用施設類	占用面積1平方メ ートルにつき1月	180	
その他前各項により難い占用	—	前各項に準 じて市長が 定める額	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。